

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する  
政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第二条関係）	3
○ 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）（抄）（第三条関係）	4
○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第四条関係）	6

改正案	現行
<p>（その他の道路に係る料金の額の基準）</p> <p>第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 法第二十四条第一項本文の規定により高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を通行し、又は利用する車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）の運転者等から徴収する料金の額は、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。</p> <p>イ（五）（略）</p> <p>七（略）</p> <p>（料金を徴収しない車両）</p> <p>第十一条 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため運転者等から料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定め</p>	<p>（その他の道路に係る料金の額の基準）</p> <p>第九条 前条に規定する会社管理高速道路及び道路以外の道路に係る法第二十三条第二項の政令で定める料金の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 法第二十四条第一項本文の規定により高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を通行し、又は利用する車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）から徴収する料金の額は、道路の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。</p> <p>イ（五）（略）</p> <p>七（略）</p> <p>（料金を徴収しない車両）</p> <p>第十一条 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が</p>

るものとする。

定めるものとする。

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無利子貸付けの財源となる出資金又は補助金の出資又は交付に係る地方公共団体）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第四号の政令で定める地方公共団体及び同項第八号の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金及び補助金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（無利子貸付けの財源となる出資金又は補助金の出資又は交付に係る地方公共団体）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第四号の政令で定める地方公共団体及び同項第七号の政令で定める地方公共団体は、次の各号に掲げる出資金及び補助金の区分に応じ、当該各号に定める地方公共団体とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例に係る政令で定める基準等）</p> <p>第六条 法第二十八条第五項に規定する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）の上限に関する法第二十八条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第一項本文の規定により自動車専用道路以外の公社管理道路を通行し、又は利用する車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第五項に規定する車両をいう。以下この号において同じ。）の運転者等から徴収する利用料金の上限は、道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の</p>	<p>（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例に係る政令で定める基準等）</p> <p>第六条 法第二十八条第五項に規定する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）の上限に関する法第二十八条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第一項本文の規定により自動車専用道路以外の公社管理道路を通行し、又は利用する車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第五項に規定する車両をいう。以下この号において同じ。）から徴収する利用料金の上限は、道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の</p>

促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定の適用については、同条中「料金」とあるのは、「利用料金（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。）」とする。

促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定の適用については、同条中「料金を徴収しない」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。以下この条において同じ。）を徴収しない」と、「料金を徴収する」とあるのは「利用料金を徴収する」とする。

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）（第四条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）  
 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）  
 第六条 法第二十六条第二項の規定による日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十四条第三項から第五項まで	会社等又は有料道路管理者	管理有料高速道路承継会社
(略)	(略)	(略)

読み替える新特別措置法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十四条第三項及び第四項	会社等又は有料道路管理者	管理有料高速道路承継会社
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

2・3 (略)